

京都市旅費条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第58号）（総務局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり日当及び宿泊料を改定することとしました。

区 分		改 正 前	改 正 後
日 当 （ 1 日 に つ き ）		3,300円	2,300円
宿泊料（1 夜につき）	条例別表特級の者	16,500	14,800
	条例別表1級の者	14,800	13,100
	条例別表2級の者	13,100	11,400

この条例は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に出発する旅行について適用することとしました。

京都市旅費条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第58号

京都市旅費条例の一部を改正する条例

京都市旅費条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中	「	3,300円	16,500円	を	「	2,300円	14,800円	」	
		3,300	14,800				2,300		13,100
		3,300	13,100				2,300		11,400

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)